

分析結果報告書

有限会社柳産業 殿

東京都計量証明事業登録 濃度 第891号
株式会社 柳産業の計測
本社 〒190-0031 東京都立川市砂川町8-53-3
第一分析センター 〒190-0031 東京都立川市砂川町4-19-5

代表取締役 川崎 重雄

計量管理者 土井 純男

貴依頼による分析の結果を次のとおりご報告致します。

分析の対象	ばいじん
試料採取日時	令和7年3月24日
試料採取場所	有限会社柳産業
試料名	有限会社柳産業 飛灰
試料採取の区分	1. 自社採取 ②. 依頼者採取 3. その他
分析の方法	「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法」 平成16年12月27日 環境省告示第80号
分析の結果	次項のとおり

—備考—

承認	確認
	

2025年4月16日

分析結果報告書

株式会社むさしの計測 様

帝人エコサイエンス株式会社

〒108-0073 東京都港区三田3-3-8

松山事業所

〒791-8536 松山市西垣生町2345番地

Tel (089) 971-5818 Fax (089) 972-3957

特定計量証明事業者の認定番号 N-0031-01

計量証明事業登録（愛媛県）第環41号（特定濃度）

計量管理者

岩松 匠



ご依頼のダイオキシン類の分析結果を下記のとおり報告致します。

測定媒体：ばいじん

試料名：有限会社柳産業 飛灰

試料区分：持込試料

分析期間：2025年3月28日～2025年4月15日

採取年月日：2025年3月24日

試料採取者：株式会社むさしの計測

東京都立川市砂川町8丁目53-3

計量の対象	計量の結果		計量の方法
	実測濃度	毒性等量	
ダイオキシン類濃度	2400 ng/g-dry	16 ng-TEQ/g-dry	平成16年環境省告示第80号

- 備考） 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
2. 毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条の規定による。
3. 毒性等量は、定量下限以上の値はそのままその値を用い、定量下限未満のものは0（ゼロ）として各異性体の毒性等量を算出し、それらを合計して算出した。
4. 本報告書の一部分を複製する場合には弊社責任者の承認が必要です。